令和7年4月から 入院時の食事療養費の負担額が 変更になります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者さん のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の 金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い 申し上げます。

入院時の食事療養費の標準負担額(患者さん負担額)			
所得区分		令和7年3月まで	今和7年∥日から
69歳まで	70歳以上	サイル・十つ方よく	サイド・十十万 グラ
区分ア	現役並みⅢ	1食490円	1食510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分工	一般		
区分才	低所得	1食230円	1食240円
区分才	低所得	1食180円	1食190円
長期該当	長期該当		
	低所得 I	1食110円	1食110円